# 【アメリカ】サイバーいじめ規制・いじめ行為を犯罪とする州法改正 海外立法情報課・井樋 三枝子

\*2012 年 8 月現在、アメリカでは、モンタナ州以外の全州及びワシントン D.C.で、いじめに関して、何らかの立法が行われている。このようないじめに関する立法には、大きく分けると、学校や学校区がいじめ防止・対応において負うべき責任と義務を定めるいじめ対策法を制定するものと、いじめ行為を刑法上の犯罪として位置付けていくものの 2 つがある。また、近年は、ネットや電子機器を用いた「サイバーいじめ」に対応するため、いじめ対策法の改正も進められている。

-----

#### 1 アメリカのいじめ

アメリカで、いじめ問題に社会の目が向けられるようになった大きな転機は、1999年にコロラド州で発生したコロンバイン高校乱射事件である。この事件の犯人は、学校でいじめを受けていた生徒で、その報復のために学校で銃を乱射し、自殺を図ったことから、以後、各州でいじめ問題に取り組むため、法律を制定する動きが始まった。

2009 年のアメリカ疾病管理予防センター調べでは、全米の高校生の 2 割が、2008 年度の教育統計局調べでは、全米の中高生の 3 割弱が、いじめを受けた経験を有しているとされる。また、昨今、特に注目されているのが、サイバーいじめ(携帯電話、コンピュータ等の電気通信機器を用いたネット、ソーシャルネットワークシステム等を通じたいじめ)の増加である。

## 2 いじめに関する州法

いじめに関する法律は、州ごとに様々で、一律に語ることは困難だが、共通する要素としては、学校側のいじめ対応に関する責任や義務を法律で定めるというものがある。具体的には、学校が対応すべきいじめの定義を明確に法で定め、各学校区(教育を所管する行政区)に対し、いじめ対策方針の策定と実施を法(以下「いじめ対策法」という)で義務付ける内容である。いじめ対策方針の要件については、明確に法律で規定する州も多いが、ハワイ州、メイン州、ニューメキシコ州では、いじめ対策方針の策定を学校区に義務付けているものの、その内容にまでは、法律で踏み込んでおらず、各州の運用はそれぞれである。

このような「いじめ対策方針」の策定を州の学校区に義務付けるようないじめ対策 法の制定が、全米の州で一斉に制定された背景には、いじめ被害者団体(特に、いじ めによる自殺をした児童・生徒の遺族団体)が、各州議会にいじめ対策法の制定を求 める運動を熱心に行ったことがある。

上述のようないじめ対策法の制定の際、同時に、嫌がらせ罪、つきまとい罪、学校に対する脅迫罪等の既存の犯罪の中にいじめ行為を規定するよう刑法の改正を行ったり、新しく、いじめ罪を創設したりする動きもある。これらを合わせて、一般的に、

反いじめ法 (anti-bullying act) と呼ぶことが多い。

## 3 近年の反いじめ法の動向

上述のいじめ対策法がない州は、現在はモンタナ州だけとなったが、同州も同様の制度自体はすでに運用されており、まったくいじめ対策を行っていないわけではない。このように、ほとんどの州で、いじめ対策法が制定されている現在、反いじめ法の新たな動きとしては、(1)既存のいじめ対策法を改正し、サイバーいじめに対応するものと、(2)いじめ行為を刑法の対象として拡大していくものが見られる。

## (1) サイバーいじめ対応

サイバーいじめについて、(単なるいじめとは)独立した定義を置く州は、6 州ほどである。しかし、いじめ対策法上のいじめの定義において、電気通信機器によるものもいじめとするという規定を設ける州は多く、全米のおおよそ 3 分の 2 の州は、サイバーいじめをいじめ対策法等の対象としている。サイバーいじめは、発生場所や時間を問わない性質があり、学校がサイバーいじめに関し、どの範囲まで対応責任を負うかが、通常のいじめの場合より問題となる。そのため、既存のいじめ対策法の見直しや、場合によっては刑法改正により、サイバーいじめに関する処罰規定を整備する等の動きが、活発となっている。

学校外でのいじめ対策に、学校が関与するか否かについての州法規定は、現在のところ、おおよそ、次のようになっている。学校内と学校に関連する施設・場所に限る州、学校に関連する施設・場所及び学校の機器を用いたものに限る州が 21 州。不明確ではあるが、いくつかの学校外の行為等を含む州と学校外で発生した行為でも、学校につながる文脈でなされる行為であって、それにより被害者が学校において非常に過酷な状況に置かれるものには、学校が関与すべきであると規定する州が、20 州となっている (規定のない州もある)。

#### <各州の例>

- コネチカット州 2011 年 7 月 13 日に成立したいじめ対策法の改正法(公法第 11-232 号)において、サイバーいじめとは、「インターネット、双方向の電子情報通信技術、携帯電話若しくは他のモバイル電子機器又は他の電気通信機器を用いたいじめ行為である」との定義規定を設けた。また、そのようなサイバーいじめが、学校における被害者に対する過酷な状況を作り出し、学校における被害者の権利を侵害し、又は学校過程や秩序ある運営を著しく妨害する場合には、学校環境の外で発生していても、学校が対処すべきものとした。
- マサチューセッツ州 2010年5月3日成立の法律第92号で、サイバーいじめを「教育過程と学校の秩序ある運営を著しく妨害する行為」と定義した。併せて、いじめが学校において被害者に過酷な環境を生み出し、学校で被害者の権利を侵害し、又は学校過程若しくは学校の秩序ある運営を故意に妨害する場合においては、学校に関する場所、活動、機能又は計画において発生していなくても、電子機器や技術により発生する場合は、それが学校区又は学校が所有し、リースし、又は用いるもの

でないときであっても、学校に対応義務があると定めた。

- ネバダ州 2009 年 5 月 22 日成立の法律第 188 号によるいじめ対策法の改正で、サイバーいじめを、「電気通信の利用を通じたいじめ」と明確に定義した。「電気通信とは、文字、音声又は図画による情報の通信であって、電話、携帯電話、コンピュータ又はこれに類する通信機器その他、電子機器を用いるものをいう」と定めた。
- ニューヨーク州 2012 年 7 月 9 日成立、2013 年 7 月 1 日施行のいじめ対策法改正法 (法律第 102 号)で、いじめの定義をさらに明確化するとともに、ネット上のいじめを発見した教職員に学校への報告義務を課す内容の法改正を行った(通常のいじめについても同様の義務を課す)。サイバーいじめは、主に学校外で発生するものであるにもかかわらず、学校の環境に大きな影響を与え、学校過程を混乱させ、児童・生徒の学習能力に支障をきたし、しばしば、生徒の健康状態に破壊的な効果をもたらし、学校環境を混乱崩壊させる危機を生じ、又は当該事象の発生が予測されるため、広く学校が対応すべきであると法律に規定した。
- サウスダコタ州 2012 年 3 月 19 日に成立したいじめ防止法 (法律第 672 号) は、いじめの定義中に、電子機器等によるいじめを含む。また、いじめが学校外又は学校活動時間外で発生した場合も、学校が調査等を行い、被害者や加害者に対する対応を行う義務を負うと定められた。

# (2) いじめ行為の刑事処罰

いじめの取扱いに際して、法執行機関、刑事司法の役割を拡大させようとする動きも、各州に起き始めている。これまでアメリカにおいても、日本と同様、児童・生徒のいじめは、専ら学校制度の範囲内で排他的に処理される傾向があったが、現在では、いずれの州も、いじめ行為が刑法上の既存の規定に該当する場合には、その罪に問う可能性を否定していない。さらに、これに加え、このような罪に該当しにくいいじめ行為を、新たに罪として規定したり(多くの場合は軽微な罪)、現行の刑法の文言を改正し、特定のいじめ行為が、嫌がらせ罪、つきまとい罪、学校の児童又は教職員による脅迫罪等を構成するようにしたりする動きが見られるようになっている。

# <各州の例>

- アーカンソー州 サイバーいじめが、B級軽罪(最長 90 日の拘禁刑)として処罰される。このような刑法上のサイバーいじめは、「電子的な行為によって学校又は教育環境の秩序ある運営に重大な混乱を引き起こすこと」と定義されている。そして、学校の所有物又は学校の設備に基づく電子的な行為であるか否かにかかわらず、当該行為が、特に児童・生徒又は学校教職員を標的として、学校を撹乱することが悪意を持って意図されており、当該目的が達成される見込みが高い場合は、処罰されると規定している。
- マサチューセッツ州 2010年5月3日に制定されたいじめ対策法(法律第92号)、では、併せて刑法も改正され、特定のいじめ行為が、嫌がらせ、つきまとい、電話・電子機器による迷惑行為の罪になることとなった。

- **ミズーリ州** いじめ対策法制定時に、いじめ及びサイバーいじめが、嫌がらせ罪に該当すると規定されたが、2008年6月30日に成立した刑法改正(上院法案第818号)で、21歳以上の者が、18歳未満の者に対し行う場合や、以前に類似の罪を犯した者の場合には、重罪(1年以上の拘禁刑に当たる罪)として、さらに重く処罰されることとなった。
- **ネバダ州** 2009 年 5 月 22 日成立のいじめ対策法の改正法(法律第 188 号)で、いじめやサイバーいじめが、学校の生徒への脅迫罪となるよう、改正された。
- ノースカロライナ州 2009 年 8 月 28 日に成立した法律第 2009-551 号で、サイバーいじめについて、加害者が 18 歳未満の場合にあっては第 2 級軽罪(最長 60 日の拘禁刑)、加害者が 18 歳以上の場合にあっては第 1 級軽罪(最長 120 日の拘禁刑)とする規定を設けた。

# 4 反いじめ法の今後

アメリカの州において、このような反いじめ法の立法が進んだのは、2000年以降のことであり、急速に全米に広がったのは、特にここ 2、3年のことである。そのため、これらの立法が、いじめに関して、どのような効果や影響を与えているかを示す明確な報告は、あまり見当たらない状況である。

サイバーいじめに関しては、2008 年度教育統計局の調査で、中高生の 6%が被害を訴え、また、2011 年のアメリカ疾病管理予防センター調査では、2010 年には、高校生の 16%がサイバーいじめを体験した経験を回答している。サイバーいじめは、今後も深刻な問題であり続けるおそれは高いといえよう。

2011年9月に、ニューヨーク州で男子中学生が、いじめ被害により自殺したが、いじめは、被害者が同性愛者であることを理由として行われたとも報じられている。このように、アメリカでは加害者側が主張するいじめの理由に、人種や貧富の差等のほか、被害者の性的指向が挙がることが多い。そのため、これまでも、いじめ対策法におけるいじめの定義において、これらの加害者側が主張するいじめの理由を例示的に盛り込み、理由のいかんを問わず、あらゆるいじめを禁止することを、法律で明記するべきかどうかが、州議会で大きな論点となっていた。

アメリカのいじめ対策の立法動向については、その成果を含め、今後も注視してい く必要があろう。

### 参考文献(インターネット情報は 2012 年 9 月 21 日現在である。)

- ・井樋三枝子「アメリカの州におけるいじめ対策法制定の動向」『外国の立法』252 号, 2012.6, pp.147-165. <a href="http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3497222\_po\_02520009.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3497222\_po\_02520009.pdf?contentNo=1</a>
- Dena T. Sacco, et al., "An Overview of State Anti-Bullying Legislation and Other Related Law." Feb.
  23, 2012. <a href="http://cyber.law.harvard.edu/sites/cyber.law.harvard.edu/files/State\_Anti\_bullying\_Legislation\_Overview\_0.pdf">http://cyber.law.harvard.edu/sites/cyber.law.harvard.edu/files/State\_Anti\_bullying\_Legislation\_Overview\_0.pdf</a>
- "Stopbullying.gov." <a href="http://www.stopbullying.gov/">http://www.stopbullying.gov/</a>